

特勤手当等の支給について（例規）

最終改正 令和 7. 2. 28 例規第 4 号 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて
--

職員の特勤手当等に関する規則（京都府人事委員会規則 6－34。以下「規則」という。）に基づき、特勤公署又は準特勤公署として指定された駐在所に勤務する警察官に対して支給する特勤手当及び特勤手当に準ずる手当（以下「特勤手当等」という。）の取扱いについて下記のように定めたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 支給の趣旨

生活の著しく不便な地に所在する駐在所に勤務する警察官に、特勤手当等を支給することにより、その精神的負担や生活の不便に対処するとともに、給与の改善と士気の高揚を図ろうとするものである。

2 支給年月日

特勤手当等の支給は、昭和47年 5 月 1 日から適用する。

3 特勤公署又は準特勤公署の指定

特勤公署に指定された駐在所は規則別表第 1 の、準特勤公署に指定された駐在所は規則別表第 2 のとおりである。

4 支給対象者

(1) 特勤手当

特勤公署に勤務する警察官に支給する。

(2) 特勤手当に準ずる手当

ア 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第14条の3第1項に規定する特勤手当に準ずる手当は、警察官が特勤公署又は準特勤公署に異動した場合（当該異動に伴って住居を移転した場合に限る。以下この項において同じ。）及び駐在所が移転し、移転した駐在所が特勤公署又は準特勤公署となった場合に支給する。

イ 条例第14条の3第2項に規定する特勤手当に準ずる手当は、新たに、特勤公署又は準特勤公署に該当することとなった駐在所に在勤する警察官のうち、その特勤公署又は準特勤公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に異動した警察官で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していない警察官に支給する。

5 支給の始期

(1) 特勤手当

特勤公署に勤務することとなった日（異動の日）又は指定日とする。

(2) 特勤手当に準ずる手当

特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した日又は指定日とする。

6 支給の終期

(1) 特勤手当

特地公署で勤務することがなくなった日（異動の日）又は勤務する駐在所が、特地公署でなくなった日の前日とする。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

規則第5条第1項ただし書に規定する場合のほかは、警察官が駐在所を異にする異動又は駐在所の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から起算して6年に達する日とする。

7 地域手当との関係

駐在所を特地公署又は準特地公署に指定することは、駐在所の勤務員の在勤地を当該駐在所の所在地とすることであり、駐在所の在勤地を警察署の所在地としていた従来の観念を改め、警察署と駐在所を分離したことを意味する。したがって、在勤地を基準として支給する地域手当については、駐在所の所在地の級地の区分により支給することとなる。

8 運用上の留意事項

(1) 規定事項の解釈

ア 規則第5条及び第6条に規定する「住居を移転した」とは、生活の本拠が新たに定まったことをいう。したがって、単に住民登録を行なったということのみをもって「住居を移転した」ということはできない。

イ 規則第5条第1項第2号に規定する「（当該公署が引き続き特地公署又は準特地公署に該当する場合に限る。）」とは、引き続き新しい特地公署又は準特地公署に勤務する場合は、新たに特地勤務手当に準ずる手当の支給が開始されるので、従前の特地勤務手当に準ずる手当の支給は、終了することを明示したものである。

ウ 特地勤務手当は、規則第4条の規定により地域手当の限度において支給されないこととなるが、条例第12条の4の規定による地域手当の異動保障は、地域手当に含まれないので、特地勤務手当から相殺することを要しない。

(2) 兼職勤務員等の取扱い

ア 警察官が特地公署又は準特地公署に兼務を命ぜられた場合は、特地勤務手当は支給しない。

イ 特地公署又は準特地公署に勤務する警察官が、休職となった場合、休職者の給与に関する条例（昭和27年京都府条例第1号）第2条第1項（公務傷病者の給与支給）に規定する場合のほかは、特地勤務手当等は支給しない。

ウ 特地公署又は準特地公署に勤務する警察官が、病気休暇をとり、一時公署の所在地から離れて療養に当たっている場合にあつては、特地勤務手当等を支給する。

エ 特地公署又は準特地公署に補勤を命ぜられ、又は出張扱いで勤務している場合は、特地勤務手当等は支給しない。

9 支給上の留意事項

(1) 受給者の把握と確認

特地勤務手当と特地勤務手当に準ずる手当は、支給の始期、終期及び支給の要件が、それぞれ異なること、また、特地勤務手当に準ずる手当にあつては、経過期間によつて支給額に変更があることなどから、常に受給者の実態の把握及び支給状況の確認に努めること。

(2) 支給方法

特地勤務手当等の支給方法については、職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人

事委員会規則 6－2) 第53条に規定する給料の支給方法に準じて支給することとなる。

10 異動等に係る報告

特地公署又は準特地公署に勤務する警察官に異動等が生じたときは、京都府警察電子計算組織による給与事務処理要領の制定について（平成16. 7. 1：例規務・会第29号）の例規通達に基づき、所属の電子計算組織の入力画面から必要な入力を行うこと。